

料金は無料です。枚数に限りがありますので、お早めに!!

公益社団法人 東大阪納税協会
TEL 06-6725-5225

「消費税インボイス発行事業者登録証」 (ステッカー) をお送りします。

東大阪納税協会では、取引先に「インボイス登録事業者」であることを知らせる「消費税インボイス発行事業者登録証」(ステッカー)を作成しました。

東大阪税務署で適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を済まされた事業者(法人・個人)の方に登録証を無料でお送りいたします。

インボイスを登録された東大阪税務署管内の事業者であれば、協会員・納貯組合員以外の事業者の方もお申込みいただければ、お送りさせていただきます。

お申込み方法につきましてはホームページよりお申込みいただくか、以下の申込書に記載の上、FAXにてお送りください。

【インボイスとは】

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。詳しくは説明会へ。

直径 10 cm、ガラス等に貼付できます



【お願い】

送付に当たっては、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで登録の有無を確認しますので、インボイス登録番号(Tを含め14桁)はお間違いのないようご記入願います。

.....(切り取らずにこのままFAXをお願いします。).....

【消費税インボイス登録証 申込書】 FAX : 06-6721-4515

※協会ホームページ (<https://www.nk-net.co.jp/higasiosaka>) からもお申込みいただけます。

法人名・事業主氏名													
所在地・住所	〒												
ご担当者名		mail											@
TEL		FAX											
インボイス登録番号	T												
会員		・	非会員		(どちらかに○をつけて下さい)								

※上記にご記入頂いた申込書の個人情報、当協会からのお問合せ等にものみ使用させていただきます。
※発行事業者公表サイトでの登録確認作業等により、送付に時間を要する場合がございますことをご了承ください。